

大学への進学を希望する障がい者の方へ

重度障がいのある方の

大学修学支援事業 のご案内

大学等 で学ぶときに
ヘルパー を利用できます

通学支援
学内での介護
授業中のノートテイク
など

事業内容

重度障がいのある方が、大学への通学に必要な移動の支援や、大学内の身体介護など、大学修学に必要な支援にヘルパーを利用できます

対象となる方

大学等に入学し、障がい福祉サービスの「重度訪問介護」の利用対象となる方
※重度訪問介護のサービスを現に利用していない場合でも本事業の対象となります

事業を活用できる大学等

学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校

申請

お住いの区保健福祉センターの障がい者福祉担当で申請できます

その他

- ・進学する大学が決まっていない場合でも、事前にご相談ください
- ・大阪市外の大学に通学する場合でも、ご利用いただけます
- ・ご利用にあたっては、障がい支援区分認定を受けていただく必要があります

詳しくは、裏面のQ&A 大阪市ホームページもご確認ください



大阪市ホームページ

お問い合わせ

大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課

TEL:06-6208-8245 FAX:06-6202-6962

大阪市重度訪問介護利用者 大学修学支援事業

Q&A

Q1. 大学修学支援事業は、どのような人が利用できますか？

A. 大学修学支援事業の利用対象者となる重度訪問介護の利用対象者は次のとおりです。
・障がい支援区分が4以上であって次の(ア)か(イ)に該当する方
(ア)二肢以上に麻痺があり、歩行、移乗、排尿、排便に支援が必要な方
(イ)区分認定調査の行動関連項目において、支援が必要な方 ※ 詳細な要件はお問い合わせください

Q2. 大学修学支援事業では、どのような事業所のヘルパーを利用できますか？

A. 移動支援事業、もしくは重度訪問介護の事業者を利用することができます。
事業者とご利用者の契約により、任意の事業者をご利用いただけます。

Q3. 大学で利用できるサービスはどのように決まりますか？

A. 利用にあたっては、ご利用者、必要に応じて大学等やサービス提供事業者と相談しながら必要な支援を決定します。なお、大学等において修学に必要な支援や合理的配慮がある場合、大学等による支援をご利用いただく必要があります。

Q4. 利用するにあたり、自己負担はありますか？

A. 市町村民税の課税者は、1割の自己負担があります。(月額3,000円まで)
詳しくはお住いの区保健福祉センターまでお尋ねください。

Q5. 大学でのサークル活動や大学から帰宅中の寄り道にも利用できますか？

A. サークル活動や通学経路外の寄り道などには大学修学支援事業はご利用いただけません。
サークル活動などには重度訪問介護等のサービスをご利用いただけます。

各区保健福祉センター 一覧

北区	6313-9857	港区	6576-9857	東淀川区	4809-9845	阿倍野区	6622-9857
都島区	6882-9857	大正区	4394-9857	東成区	6977-9857	住之江区	6682-9857
福島区	6464-9857	天王寺区	6774-9857	生野区	6715-9857	住吉区	6694-9857
此花区	6466-9857	浪速区	6647-9897	旭区	6957-9857	東住吉区	4399-9857
中央区	6267-9857	西淀川区	6478-9954	城東区	6930-9857	平野区	4302-9857
西区	6532-9857	淀川区	6308-9857	鶴見区	6915-9857	西成区	6659-9857